

各務原市新総合体育館・総合運動防災公園整備民間活力導入可能性調査業務委託

公募型プロポーザル 質問回答書

No.	質問事項	回答
1	複数の企業で構成された共同提案（JV）による応募は可能でしょうか。	共同企業体による応募も可能とし、下記のとおり取り扱うこととします。 <ul style="list-style-type: none">・共同企業体の構成員の数は2又は3とします。・共同企業体の代表者は、構成員のうち分担する業務の割合が最大の者とします。・共同企業体の協定書は別紙様式3によるものとしますが、必要があると認められる場合は、一部を変更して使用できるものとします。提案採用者となった場合には、すみやかに提出して下さい。・「実施要領2. 参加資格の要件（1）～（5）」については、共同企業体の構成員となる全ての企業が満たしていることを要件とします。「実施要領2. 参加資格の要件（6）～（7）」については、共同企業体として満たしていることを要件とします。（共同企業体の構成員となるいずれかの企業において、要件を満たす者を自社の正規社員として雇用しており、本業務に配置できること。）
2	共同提案（JV）による応募が可能である場合、様式1の記載欄は各社どのように記入及び調印をすればよろしいでしょうか。	様式1－2共同企業体プロポーザル参加意思表明書を使用して下さい。
3	「実施要領4. 提出書類（2）」について、提案書の文字の大きさの規定はありますか。	文字の大きさに規定はありません。

4	共同提案 (JV) による応募が可能である場合、「実施要領 4. 提出書類 (4)」に示す書類は、幹事企業及び共同提案企業の両方の書類提出が必要という理解でよろしいでしょうか。	配置予定の職員に応じて提出して下さい。 (No. 1 の回答を併せてご確認下さい。)
5	「実施要領 7. プレゼンテーションについて (4)」について、1 提案者につき 3 名までと記載されていますが、共同提案 (JV) による応募が可能である場合、幹事企業だけでなく、共同提案企業の出席も可能という理解でよろしいでしょうか。	はい、可能です。ただし、共同企業体による提案であっても、プレゼンテーションに参加できるのは合計で 3 名までです。
6	「実施要領 7. プレゼンテーションについて (5)」について、提案書に基づき作成したプレゼンテーションで投影する資料の配布は認めていただけますでしょうか。	いいえ、追加資料の配布は一切できません。
7	令和 6 年度に予定されているアドバイザー業務の予算要望のための見積期限が決まりましたら教えて下さい。	今回のプロポーザルには直接関係のない質問であるため、回答は控えさせていただきます。
8	ヒアリング対象の事業者数など、市場調査の規模として想定されているものがありましたら教えてください。	新総合体育館・総合運動防災公園整備事業の実現にあたり、関係する業種 (設計事業者、工事事業者、管理運営事業者等) においてそれぞれ複数者に意向確認して頂くことを想定しています。 詳細につきましては、実施要領「3. 提案内容 (3)」に記載のとおり、提案して頂く事項であるため、回答は控えさせていただきます。
9	「4. 提出書類」 「見積書及び内訳書」の様式は任意との理解でよいでしょうか。	はい、様式は任意とします。

10	「7. プレゼンテーションについて」 スクリーンに投影できる内容は、提出した提案書等のみに限定されるとの理解でよいでしょうか。	必ずしも提出した書類そのものを投影しなければならないということではありません。プレゼンテーションに適した体裁に加工した資料を作成して頂いて結構です。
11	評価基準書表の評価項目について、「業務体制」の評価は、業務担当技術者全員の平均点で評価するのでしょうか。それとも、業務実績が最も高い技術者一人を評価対象とするのでしょうか。	業務体制全体が評価の対象ですが、契約後の業務の遂行にあたり、発注者との窓口となる主担当の技術者が果たす役割を重視し、その人材について特に評価を行います。
12	評価対象となる業務実績は、業務の実施時期を問わず、履行中の業務も含めて記載してもよいでしょうか。	はい、結構です。
13	仕様書の「業務内容：1.6 庁内及び市議会における理解推進と合意形成に関する支援」について、以下2点ご回答をお願いいたします。 ①「説明会の実施」とありますが、説明会の参加対象、内容、回数、実施時期の想定があれば教えてください。 ②「会議資料の作成等」とありますが、これは「1.6 庁内及び市議会における理解推進と合意形成に関する支援」に記載される「説明会」における資料の作成と理解してよいですか。また、資料作成の他の支援として、具体的には議事の記録及び作成と考えてよいですか。	①市職員を対象としたもの及び市議会議員を対象としたものとして最低1回ずつ、民間活力導入手法そのもの及び事業スキーム決定に至る考え方等について説明頂くことを想定しています。実施時期については、業務期間中の早い段階で実施することが効果的と考えています。 ②はい、説明会における資料の作成とご理解下さい。資料作成以外の支援としては、議事の記録以外にも、説明会における説明や、質疑応答等を想定しています。 上記①と②に共通ですが、詳細につきましては、実施要領「3. 提案内容（4）」に記載のとおり、提案して頂く事項であるため、回答は控えさせていただきます。
14	提案書は会社名や会社名が推測される記載を除いて作成するものと考えてよいでしょうか。	会社名を記載して頂いて構いません。

15	文字サイズに制限はございますか。制限がある場合、挿絵や図表内の文字は対象外と考えてよいでしょうか。	文字サイズに制限はありません。
16	実施要領7（5）留意事項 「プレゼンテーション及び質疑応答は、契約後の業務において発注者との窓口として配置を予定している、主担当者となる技術者が行うこと（原則1名）」とありますが、質疑応答においても主担当者となる技術者のみの対応と考えてよいでしょうか。	契約後の業務の遂行にあたり、発注者との窓口となる主担当の技術者が果たす役割を重視し、その人材について特に評価を行います。この趣旨を踏まえ、質疑応答においても、主担当の技術者が対応されることを想定しておりますが、回答が困難である場合については、他の出席者による発言も可とします。その場合には、業務体制においてどのような立場の技術者であるかを明確にした上でご発言下さい。
17	実施要領7（5）留意事項 プレゼンテーションの実施にあたり、提案書に基づいたスライド（PowerPoint 等）を作成・使用することは可能でしょうか。	はい、可能です。
18	仕様書 第5条 1.3 市場調査の実施とありますが、貴市が想定するヒアリング先及びヒアリングの実施方法のお考えがありましたらご教授ください。	No. 8 の回答と同様です。
19	仕様書 第5条 1.6 庁内及び市議会における理解推進と合意形成に関する支援とありますが、本業務における庁内会議体や説明会等の想定や実施回数・時期等について、お考えがありましたらご教授ください。	No. 13 の回答と同様です。